

ハウスプラスすまい保険 優良事業者 / 優良団体適用のための通気工法の概要について

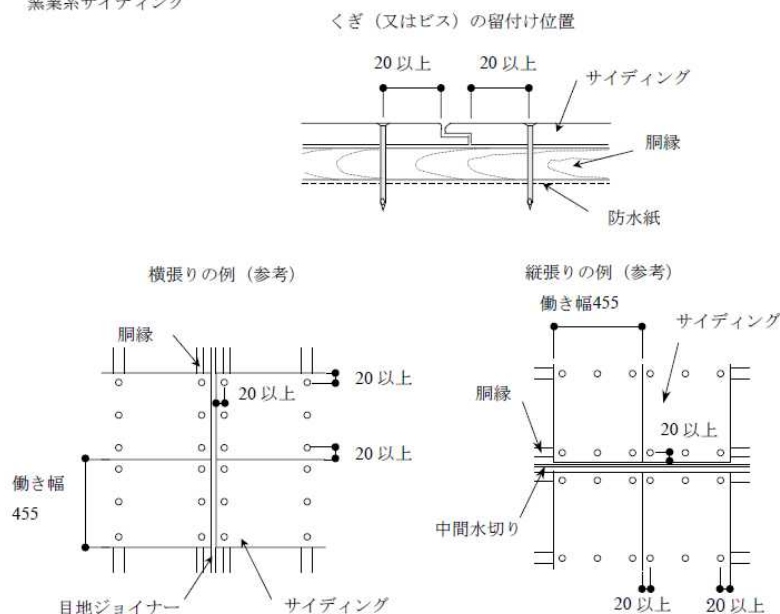
ハウスプラスすまい保険の優良事業者 / 優良団体の適用を受けるためには、保険の対象としよ
うとする住宅の外壁において以下の設計施工基準に準拠して設計および施工することとします。な
お、当社の設計施工基準において第 11 条(湿式の外壁仕上げ)については下記の通り読み替え
ることとします。

第 10 条 乾式外壁仕上げは、原則通気工法とする。

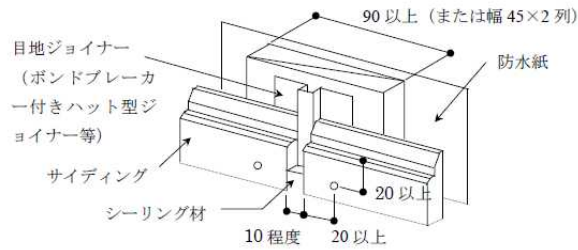
2 改修する乾式外壁をサイディング仕上げとする場合は、次の各号によるものとする。

- (1) サイディング材は、JIS A 5422(窯業系サイディング)、JIS A 6711(複合金属サイディ
ング)に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保することとする、通気胴縁は、サ
イディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は 45 mm以上とする。
サイディング材のジョイント部に使用するものは幅 90 mm以上(幅 45mm 以上 2 枚合せを
含む)とする。
- (3) 通気層は厚さは 15 mm以上を確保することとする。ただし、下地に合板を張る場合など、
通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。
- (4) 留め付けは、450 mm内外の間隔にくぎ、ビス又は金具で留め付けること。くぎ又はビスで
留め付ける場合は、端部より 20 mm以上離して穴あけを先行し、各サイディング材製造所
の指定のくぎ又はビスを使用する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切で
あると認められる場合は当該基準によることができる。
- (5) シーリング材及びプライマーは各サイディング材製造所の指定するものを使用する。
- (6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット型ジョイナー等を使用する。

窯業系サイディング



窯業系サイディングのジョイント部(横張りの場合、参考例)



3 改修する乾式外壁に ALC パネル又は押し成形セメント板(厚さ 25mm超)等を用いる場合は、各製造所が指定する施工方法に基づいて取り付けることとする。

4 外壁の開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水性能を施すこととする。

(湿式の外壁仕上げ)

第 11 条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。

2 下地は、透湿防水シートとラスの間に通気層を確保することとする。通気胴縁を用いて通気層を確保する場合は、ラスの留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は 45mm以上とする。

3 通気層は厚さ 15mm以上を確保することとする。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。

4 ラス張りについては、通気工法用のラス(平ラスを除く)を使用する。

5 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。

(1) 普通モルタルを用いる場合は、防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施すこととする。

(2) 既調合軽量セメントモルタルは JASS 15 M-102(既調合軽量セメントモルタルの品質基準)に基づく各製造所の仕様によるものとする。

